

屋外広告物に関する手続きのオンライン申請について

各務原市では、申請手続きの利便性向上・簡易化に伴い、令和 5 年 7 月から屋外広告物に関する手続きがオンライン申請可能(スマートフォン・PC 等)となりました。

■ オンライン申請可能な手続きについて

オンライン申請が可能な手続きは以下の通りです。

- ・ 屋外広告物許可申請(新規・更新)・屋外広告物除却届
※ 変更申請は従来通り郵送・窓口での申請のみです。

■ オンライン申請で事前準備が必要な書類

1) 屋外広告物許可申請(新規)

- ・ 各務原市屋外広告物許可申請書(様式)
申請書内の必要事項を全て記入してください。
ファイル提出の場合は PDF・Word での提出が可能です。
- ・ 板面デザインの分かる図面又は写真
写真提出の場合は jpg・jpeg・png での提出が可能です。
※申請書データは紙媒体の申請書を撮影した写真データでも問題ありません。ただし、明確に内容がわかるよう撮影してください。

2) 屋外広告物許可申請(更新)

【内容・板面に変更がない場合】

申請書データの提出が不要となります。下記 URL または QRコードから申請フォームを開き、必要事項を入力の上、申請をお願いいたします。

【内容・板面に変更がある場合】

- ・ 各務原市屋外広告物更新申請書(様式)
郵送で届いた更新申請書の内容で変更がある箇所を赤字で修正してください。
ファイル提出の場合は PDF での提出が可能です。
- ・ 板面デザインの分かる図面又は写真(板面に追加または変更があった場合のみ)
写真提出の場合は jpg・jpeg・png での提出が可能です。
※申請書データは紙媒体の申請書を撮影した写真データでも問題ありません。ただし、明確に内容がわかるよう撮影してください。

3) 屋外広告物除却届

- ・ 除却届(様式)
届出書内の必要事項を全て記入してください。
- ・ 除却したことがわかる現地写真
写真提出の場合は jpg・jpeg・png での提出が可能です。

裏面に続く

■ オンライン申請の流れ

1. 下記 URL 又は QR コードから申請フォームを開く。

HPURL: <https://www.city.kakamigahara.lg.jp/internet/shinseisho/1004842/1004910.html>



新 規



更 新



除 却

- [更新申請](#)で内容に**変更がない場合**は、申請書データが**不要**となります。
- オンライン申請で提出する[申請書データ](#)は**紙媒体の申請書を撮影した写真データ**でも問題ありません。

2. 申請受付メールが届く。

- 修正等が必要な場合は、担当者が電話・メール等でご連絡する場合がございます。
- [除却届](#)に関しては以上で手続きは終了です。

3. 手数料が発生する場合は、手数料の納付書が郵送で届く。

新規申請や板面変更に伴う手数料の変更があった場合、事前に金額等を確認させていただく場合がございます。

4. 手数料を金融機関で納付する。

納期限までに支払いをお願いいたします。

5. 許可書等が郵送で届く。

許可書は大切に保管していただき、同封されている許可シールは看板の見えるところに貼付をお願いいたします。

【問合わせ先】 各務原市役所 建築指導課 住宅係（窓口：市役所 5 階）
TEL : 058-383-7218 FAX : 058-383-6365
MAIL : keikan@city.kakamigahara.gifu.jp

